（証券コード　３８４５）
平成29年６月８日

株　主　各　位

福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
株式会社アイフリークモバイル
代表取締役社長　上原　彩美

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月26日（月曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．開 催 日 時　　平成29年６月27日（火曜日）午前10時
　　（受付開始は午前９時30分を予定しております。）
２．開 催 場 所　　東京都渋谷区道玄坂二丁目10番７号　新大宗ビル１号館
　　フォーラム８（エイト）　７階　771会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
　　昨年と同じ建物（ビル）ですが、階数及び会場となる部屋が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。
３．目 的 事 項
　報告事項
　　第17期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役６名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

（１）議決権行使書用紙において、各議案に賛否の意思表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

（２）本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.i-freek.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」も含まれております。

以　上

～～～

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．会社の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済政策及び日本銀行による金融緩和策を背景として、企業収益や雇用情勢の改善等により景気は緩やかな回復基調にあるものの、米国の新政権の政策動向や英国のＥＵ離脱問題の国内景気への影響に対する懸念は払拭されておらず、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社は、モバイルコンテンツ事業の更なる成長とコンテンツ・クリエイター・サービス（以下「ＣＣＳ」という。）事業の強化を通し、事業の継続的な収益向上及び全社的な業務効率化による一層の経費削減を進め、営業利益の確保及び経営基盤の強化を推進してまいりました。また、既存事業にて提供しておりますオリジナルを含めたキャラクターコンテンツのビジネスノウハウを有効活用できる新規事業創出への取組みを行い、将来に向けた布石となる活動を行ってまいりました。

この結果、当事業年度における売上高は707,447千円（前期比38.0%増）、営業利益は12,184千円（前期は9,955千円の営業損失）、経常利益は4,263千円（前期は6,164千円の経常損失）、当期純利益は1,233千円（前期は97,296千円の当期純損失）となりました。
セグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、当事業年度より報告セグメントを追加しております。これは、コンテンツクリエイターサービス事業を新設したことによるものであります。

＜モバイルコンテンツ事業＞

モバイルコンテンツ事業におきましては、一層の業務の効率化を進めるとともに、当社を代表するコンテンツであります、『デココレ』、『photodeco+』において、限定コンテンツの配信や他社ＩＰ（知的財産）とのコラボレーションによる配信を行い、ユーザー満足度の更なる向上を推し進め、継続利用への訴求を進めてまいりました。

また、『森のえほん館』（電子絵本）において、毎週新作の絵本を更新し継続率の確保に向けた書籍数を揃え、操作性の向上と閲覧サービスの充実といった基軸サービスの拡充に努めるとともに、ＢｔｏＢを通し、各社監修の絵本の定期的な配信に加え、絵本コンテンツを動画に改編し配信することによる幅広いコンテンツの提供を進めてまいりました。

これらの結果、モバイルコンテンツ事業の売上高は499,851千円、セグメント利益は119,755千円となりました。

＜コンテンツクリエイターサービス（ＣＣＳ）事業＞

ＣＣＳ事業は、平成28年８月に事業化し、平成29年１月には労働者派遣事業の許可を取得したことによって、当事業年度より本格的に稼動を開始しております。幅広い業種の開発案件の受注及び稼動人数の堅調な推移を背景に、事業は順調に伸長しております。

これらの結果、ＣＣＳ事業の売上高は207,595千円、セグメント利益は42,593千円となりました。

（注）製品名及びサービス名は商標又は登録商標です。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は9,639千円となりました。その主な内容は、自社利用ソフトウェアの増加（4,355千円）、サーバーの購入等による工具、器具及び備品の増加（5,283千円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成28年９月26日に第三者割当てにより1,050,000株の新株式を発行し、140,700千円の資金調達を行いました。また、新株予約権の一部権利行使により、111,318千円の資金調達を行いました。

（２）財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

区　　分	第14期 （平成26年３月期）	第15期 （平成27年３月期）	第16期 （平成28年３月期）	第17期 （平成29年３月期）
売上高（千円）	211,980	214,060	512,469	707,447
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△47,027	10,903	△6,164	4,263
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△502,374	△98,617	△97,296	1,233
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△49.01	△8.72	△8.27	0.10
総資産（千円）	1,008,191	743,638	522,503	722,525
純資産（千円）	177,883	170,281	73,070	329,215
１株当たり純資産（円）	15.40	14.32	6.05	24.04

（注）１．千円未満は切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失、１株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。
３．当社は平成25年10月１日付けで株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算定しております。
４．当社は平成25年４月１日付けで会社分割し、純粋持株会社体制へ移行しております。第14期（平成26年３月期）及び第15期（平成27年３月期）の当社の財産及び損益の状況は、純粋持株会社移行後の株式会社アイフリーク モバイルの実績となっております。
５．当社は平成27年７月１日付けで当社の連結子会社でありました株式会社アイフリーク モバイルを吸収合併したことにより、事業会社体制へ移行しております。第16期（平成28年３月期）以降の当社の財産及び損益の状況は、事業会社体制移行後の株式会社アイフリーク モバイルの実績となっております。

（３）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（４）対処すべき課題

携帯電話はユーザーにとって、生活に欠かすことができないツールとして、社会的にも重要なインフラとなっております。また近年、スマートデバイスを活用したサービスが広く利用されております。

このような市場環境のもと、当社では、携帯電話、スマートデバイスを活用した各種サービスを展開しておりますが、営業利益を確保するために、以下の項目を対処すべき課題と認識しております。

① 有料コンテンツ会員の獲得と継続利用促進

当社は、『デココレ』をはじめ、『photodeco+』や『カロリナ』といったサービスの持続的な成長のため、効果的なサイト運営と集客導線の確保をしております。このため、各種サービスのサイト（アプリ含む）のコンテンツ力を高め、有料会員の新規獲得と継続利用を促すことが重要であると認識しており、費用対効果を鑑みながら、各種サービスの展開を進めていく必要があります。

② コミュニケーションサービス分野のビジネスドメイン拡大

当社は、モバイルコンテンツ事業を中心にコミュニケーションサービス分野の一端を担っております。従来のモバイルサイトは、「携帯電話」に向けたもののみでしたが、日本も世界市場と同様にＳＰへのシフト、タブレット端末の普及といった環境変化が起こっております。そのため今後、市場環境の変化を捉えながら、新しいデバイスへの更なる対応を含め、コミュニケーションサービス分野のビジネスドメインの拡大を図っていく必要があります。

③ デジタルコンテンツ資産の有効活用

当社は、これまでのモバイルコンテンツの運営を通じて、当社がライセンスを保有する質の高いデジタルコンテンツを確保してまいりました。当連結会計年度末現在、当社におけるデジタルコンテンツ素材は約271,400点、「CREPOS」の登録クリエイター数は約9,300名となっております。今後は、これらのコンテンツ資産を、当社の事業に有効活用することが重要であると認識しております。

④ 顧客満足度の向上

当社のカスタマーサポートは、会員一人一人のニーズを聴き、継続して利用してもらうための接点として、日々お客様のニーズを吸い上げております。その対応を一層充実、強化す

るため、当社ではカスタマーサポート専任者と事業部との連携強化を進め、会員一人一人のニーズを当社全体で解決していける体制を整えてまいります。

⑤ 技術への対応

当社のモバイルコンテンツの大多数は、コンテンツ開発・サーバ保守を当社独自にて一貫して行っております。これまでも携帯電話サービスにおける新技術に先進的に対応してまいりましたが、ＳＰ市場の拡大、タブレット端末の普及等により、更なる技術への対応が求められます。そのため、今後も先進的な技術への対応を進めていく必要があります。

（５）主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

「モバイルコンテンツ事業」は、携帯電話やスマートフォン向けコンテンツの企画開発・配信を行っており、「コンテンツクリエイターサービス事業」は、ウェブコンテンツ制作やシステム開発の受託事業及び派遣事業を行っております。

（６）主要な拠点等（平成29年３月31日現在）

本　　店	福岡市博多区
東京支店	東京都新宿区

（７）使用人の状況（平成29年３月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
113名	71名増 （注2）	35.6才	6.9年

（注）１　使用人数には、臨時使用人（派遣社員、パート・アルバイト）及び当社から他社への出向者は含んでおりません。
２　当社は、平成28年８月に新規事業を立ち上げたことにより、使用人数が大幅に増えております。
３　新規事業は、モバイルコンテンツ事業と勤務体系等が異なるため、平均年齢及び平均勤続年数は、モバイルコンテンツ事業の従業員について表示しております。なお、在籍が１年未満の従業員は除いて、算出しております。

（８）主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社西日本シティ銀行	100,000

（注）借入額は、短期借入金の残高であります。

（９）その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項（平成29年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　36,336,000株

（２）発行済株式の総数　　13,594,300株　（自己株式300株を含む）

（注）新株発行及び新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,817,900株増加しております。

（３）株主数　　4,252名

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
永田　浩一	1,680,000	12.36
永田　万里子	850,800	6.26
株式会社エムワイエヌ	840,900	6.19
野村證券株式会社	705,300	5.19
日本証券金融株式会社	252,200	1.86
黒田　喜久	250,000	1.84
CHASE MANHATTAN BANK GTS	247,000	1.82
株式会社ＳＢＩ証券	235,100	1.73
石川　靖文	210,000	1.54
山下　博	207,100	1.52

（注）１．持株比率は自己株式(300株)を控除して計算しております。
２．上記大株主の株主名は平成29年３月31日現在の株主名簿上の名義を記載しております。

（５）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（１）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（平成29年３月31日現在）

		第 12 回 新 株 予 約 権
発行決議日		平成26年４月28日
新株予約権の数		1,010個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　101,000株 （新株予約権1個につき　100株）
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり　12,200円 （1株当たり　122円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり　12,200円 （1株当たり　122円）
権利行使期間		自　平成27年５月15日　至　平成31年５月14日
新株予約権の主な行使条件		以下の注5をご覧ください
新株予約権の主な取得事由		以下の注6をご覧ください
役員の保有状況	取締役 （社外取締役除く）	新株予約権の数　310個 目的となる株式数　31,000株 保有者数　2名
	社外取締役	新株予約権の数　450個 目的となる株式数　45,000株 保有者数　1名
	監査役	新株予約権の数　250個 目的となる株式数　25,000株 保有者数　1名

（注）１　役員の保有状況の新株予約権の数及び人数については、就任前に付与されているものが含まれております。

２　当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

また、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①　当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他行使価額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

3　本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、122円とする。

4　本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5　新株予約権の行使の条件

①　新株予約権者は、平成27年３月期、平成28年３月期及び平成29年３月期の各連結会計年度にかかる当社が提出した決算短信に記載される当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a)　平成27年３月期の営業利益が黒字化達成の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、１／３を平成27年５月15日から平成31年５月14日までの期間に行使することができる。

(b)　平成28年３月期の営業利益が400百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、２／３を平成28年５月15日から平成31年５月14日までの期間に行使することができる。

(c)　平成29年３月期の営業利益が400百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、２／３を平成29年５月15日から平成31年５月14日までの期間に行使することができる。

②　新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間にいずれかの連続する５取引日において金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の50％（１円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、上記①の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

③　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

⑤　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥　各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6　本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7　当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第１項第８号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①　交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②　新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

③　新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④　新株予約権を行使することのできる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑥　その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。

⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧　新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（２）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

（１）取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上原　彩美	
取締役	紀伊　克彦	管理部長
取締役	中島　洋介	コミュニケーションコンテンツ事業部長
取締役	鴇崎　俊也	テクタイト㈱　取締役 テクタイトフード＆サービス㈱　取締役 ㈱メディアフラッグ　社外取締役
取締役	佐々木　吉博	㈱フィルアップ　代表取締役 メディアリレーション㈱　代表取締役 ㈱クォンタムリレーション　取締役
常勤監査役	猪俣　英夫	
監査役	橋岡　宏成	弁護士 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン 社外取締役 トレンダーズ(株)　社外監査役 (株)エー・ピーカンパニー　社外監査役
監査役	神谷　善昌	公認会計士、税理士 Cenxus Advisory(株)　代表取締役 監査法人東海会計社　代表社員 Cenxus税理士法人　代表社員 Abalance㈱　社外監査役

（注）１．取締役　鴇崎　俊也氏、佐々木　吉博氏は、社外取締役であります。
２．監査役　橋岡　宏成氏、神谷　善昌氏は、社外監査役であります。
３．監査役　神谷　善昌氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役　鴇崎　俊也氏、佐々木　吉博氏、監査役　橋岡　宏成氏、神谷　善昌氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

○当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
谷内　進	平成28年６月25日	任期満了	代表取締役社長
芦田　克宣	平成28年６月25日	任期満了	取締役

（２）責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づいて、社外取締役及び各監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が責任限定契約を締結した社外取締役及び各監査役の氏名及び責任限定契約における内容の概要は以下のとおりであります。

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
鴇崎　俊也 （取締役）	当取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとする。
佐々木　吉博 （取締役）	当取締役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとする。
猪俣　英夫 （監査役）	当監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとする。
橋岡　宏成 （監査役）	当監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとする。
神谷　善昌 （監査役）	当監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとする。

（３）取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （２名）	17,802千円 （4,500千円）
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	12,399千円 （3,600千円）
合　計	１０名	30,201千円

（注）１．上記には、平成28年６月25日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
３．平成18年６月30日開催の第６期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額170,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、同日開催の第６期定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。

（4）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役　鴇崎　俊也氏は、テクタイト(株)、テクタイトフード&サービス(株)の取締役であり、㈱シーエスロジネットの取締役監査等委員、(株)メディアフラッグの社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

取締役　佐々木　吉博氏は、(株)フィルアップ、メディアリレーション(株)の代表取締役であり、(株)クォンタムリレーションの取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役　橋岡　宏成氏は、(株)ゴルフダイジェスト・オンラインの社外取締役であり、(株)ユナイテッドアローズ、トレンダーズ(株)、(株)エー・ピーカンパニーの社外監査役です。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役　神谷　善昌氏は、Cenxus Advisory(株)の代表取締役であり、監査法人東海会計社、Cenxus税理士法人の代表社員、Abalance㈱の社外監査役です。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	鴇崎　俊也	当事業年度に開催された取締役会の93%以上に出席し、経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
取締役	佐々木　吉博	当事業年度に開催された取締役会の82%以上に出席し、経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
監査役	橋岡　宏成	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、法律上検討を要する点を中心に、当社の「コンプライアンス体制の構築・維持」について発言を行っております。
監査役	神谷　善昌	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士・税理士として会計及び税務における高度な専門的知識と豊富な経験から、重要な会計・税務の処理について発言を行っております。

（注）上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が12回ありました。

③ 上記記載内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

５．会計監査人の状況

（１）名称　監査法人アヴァンティア

（２）報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本公認会計士協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（３）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（４）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（５）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

６．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社グループは、取締役及び従業員が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス行動規範を制定し、当社グループの役員及び従業員にコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図り、法令、定款及び社会倫理規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

2) 代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設け、内部監査室が内部監査を定期的に実施することで、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証し、代表取締役社長に報告を行い、代表取締役社長は改善の指示を行う。

3) 当社グループは、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な対応のため、内部通報体制を整備、運用を行う。

4) 監査役は、法令遵守体制及び内部通報体制の整備又は運用状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 法令及び文書管理規程等に従い、取締役及び従業員の職務に関する情報を文書化（電磁的記録を含む）し、保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

2) 個人情報については、個人情報保護規程を制定して、法令及び個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社グループでは、損失の危機の管理として、内部監査規程を制定し、内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスクマップ及び内部統制の重要性に応じて、内部監査方針並びに監査実施計画を立案し、代表取締役社長の承認のもと監査を実施する。内部監査室の監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事実が発見された場合には、直ちに発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について代表取締役社長に報告する。

2) 当社グループでは、自然災害、事故、犯罪、その他経営に関わる重要な事実に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程に基づき、迅速な対応を行い、被害の拡大を防止する。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標及び年間予算を決定し、その経営目標を各部門に配分し、その達成状況を定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。
2) 定例の取締役会を原則月１回以上開催し、月次決算報告及び予算実績対比報告を行い、併せて重要事項の決定を行う。また、必要に応じて適時臨時取締役会も開催し、機動的な意思決定を行う。
3) 業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程、稟議決裁規程等を策定し、各人の責任と権限を明確にしている。
4) 職務執行の機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、グループ各社にも適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、企業倫理及び法令順守体制の浸透・定着を図る。
2) グループ各社の経営については、グループ各社の代表者を集め、当社方針を伝達すると共に、取締役会や経営会議において、定期的にグループ各社の経営状況や業務の適正が確保されていることを確認する。なお、各社の自主性を尊重する一方で、適正かつ効率的なグループ経営を実践するため、一定の重要事項について当社への報告・承認を求める等、関係会社管理規程に従い、管理・監督を行う。
3) 内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役、監査役、執行役員及び監査対象の組織責任者に結果報告すると共に、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。なお、監査役補助を兼任する従業員は、監査役の職務を優先するものとする。
2) 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1) 取締役及び従業員は、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況その他監査役が報告すべきものと定めた事項を遅滞、遺漏なく報告する。
2) 常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び従業員から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査

等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言または勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。

3) 当社グループは、監査役への報告及び内部通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は取締役会を始めとした当社の重要な会議に出席し、取締役会の職務遂行に対して監査を行い、稟議書その他業務遂行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して個別に説明を求めることができる。

2) 監査役は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で必要に応じ意見交換を行い、また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

3) 監査役の職務執行について生じる費用については予算化し、その他、監査役が、職務の執行に関して生ずる費用等の前払又は償還を請求した場合は、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに応じるものとする。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行う。

⑩ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社グループは、財務報告における記載内容の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行う。また、取締役会は、内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

・取締役会を定期開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

・監査役会を適時開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。

・内部監査を実施し、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証いたしました。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

（平成29年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	648,014	流動負債	387,058
現金及び預金	488,572	買掛金	4,926
売掛金	149,651	短期借入金	100,000
仕掛品	945	１年内償還予定の社債	200,000
前払費用	8,306	未払金	20,844
その他	960	預り金	2,327
貸倒引当金	△421	前受収益	7,974
固定資産	74,510	未払費用	25,591
有形固定資産	18,694	未払法人税等	9,035
建物	8,553	未払消費税等	16,358
工具、器具及び備品	10,141	固定負債	6,251
無形固定資産	17,938	繰延税金負債	955
ソフトウエア	17,938	資産除去債務	5,296
投資その他の資産	37,877	負債合計	393,309
投資有価証券	18,531	純資産の部	
長期前払費用	2,176	株主資本	330,654
敷金及び保証金	17,169	資本金	780,319
破産更生債権等	43,397	資本剰余金	780,324
貸倒引当金	△43,397	資本準備金	770,319
		その他資本剰余金	10,005
		利益剰余金	△1,229,955
		その他利益剰余金	△1,229,955
		繰越利益剰余金	△1,229,955
		自己株式	△34
		評価・換算差額等	△3,832
		その他有価証券評価差額金	△3,832
		新株予約権	2,393
		純資産合計	329,215
資産合計	722,525	負債及び純資産合計	722,525

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		707,447
売上原価		372,004
売上総利益		335,442
販売費及び一般管理費		323,257
営業利益		12,184
営業外収益		
受取利息	4	
貸倒引当金戻入額	2,064	
その他	909	2,979
営業外費用		
支払利息	2,008	
社債発行費償却	1,943	
株式交付費	3,189	
新株予約権発行費	3,602	
その他	156	10,900
経常利益		4,263
特別利益		
新株予約権戻入益	327	327
税引前当期純利益		4,591
法人税、住民税及び事業税	3,587	
法人税等調整額	△229	3,357
当期純利益		1,233

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月23日

株式会社アイフリーク モバイル
取 締 役 会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	小笠原 直	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	木村 直人	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月23日

株式会社アイフリーク モバイル　監査役会

常勤監査役　　猪俣　英夫　　㊞

社外監査役　　橋岡　宏成　　㊞

社外監査役　　神谷　善昌　　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律」（平成25年法律第103号）が平成26年11月25日に施行され、「薬事法」の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（略称：医薬品医療機器等法）に改正となりましたので、現行定款第２条（目的）の一部を変更するものであります。

(2)「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 73 号）が平成27年９月30日に施行され、特定労働者派遣事業（届出制）と一般労働者派遣事業（許可制）の区別が廃止され、全ての労働者派遣事業が許可制となりましたので、現行定款第２条（目的）の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
第1条　　（条文省略）	第1条　　（現行どおり）
（目的）	（目的）
第2条　当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。	第2条　当会社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。
1．インターネットを利用した情報の管理、処理、提供、通信販売業務の各サービスおよび仲介ならびに代金決済システムの導入代行業務	1．インターネットを利用した情報の管理、処理、提供、通信販売業務の各サービスおよび仲介ならびに代金決済システムの導入代行業務
2．携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務および電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業	2．携帯電話を含む情報端末を利用した情報処理、情報提供、通信販売業務および電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
3．コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理	3．コンピューターソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守、賃貸、管理
4．マルチメディアおよびコミュニケーションツールの研究、開発	4．マルチメディアおよびコミュニケーションツールの研究、開発

現行定款	変更案
5．携帯電話を含む情報端末およびインターネットホームページの制作、企画立案およびシステムの開発	5．携帯電話を含む情報端末およびインターネットホームページの制作、企画立案およびシステムの開発
6．インターネットを利用したオンラインゲームに関する企画、開発、運営および配信	6．インターネットを利用したオンラインゲームに関する企画、開発、運営および配信
7．映像ソフトおよび音声ソフトの企画、制作、管理、販売	7．映像ソフトおよび音声ソフトの企画、制作、管理、販売
8．放送事業およびテレビ・ラジオ番組の企画、制作	8．放送事業およびテレビ・ラジオ番組の企画、制作
9．映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピュータソフトウェア・キャラクター商品に関する工業所有権、映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェアに関する著作権、キャラクター商品化権およびそれらのソフトウェアの取得、利用、管理、販売、賃貸借、使用許諾業務	9．映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピュータソフトウェア・キャラクター商品に関する工業所有権、映像・音楽・画像・コンテンツ・コンピューターソフトウェアに関する著作権、キャラクター商品化権およびそれらのソフトウェアの取得、利用、管理、販売、賃貸借、使用許諾業務
10．キャラクター商品の企画および著作権、商標権、実用新案権、意匠権の取得ならびに管理業務	10．キャラクター商品の企画および著作権、商標権、実用新案権、意匠権の取得ならびに管理業務
11．芸能人、クリエーター、音楽家、学者、スポーツ選手の招聘およびマネジメント業務	11．芸能人、クリエーター、音楽家、学者、スポーツ選手の招聘およびマネジメント業務
12．コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託	12．コンピューターシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託
13．印刷業、製版業、出版業、写真撮影および写真製版業	13．印刷業、製版業、出版業、写真撮影および写真製版業
14．家具、什器備品、文房具、衣料用繊維製品、衣料品、日用雑貨品、衣料品雑貨、寝具、装飾品、宝飾品、雑貨什器、鞄、袋物、皮革製品、履物、インテリア用品、厨房器具、医薬品、医薬部外品、民芸品、工芸品、ペット用品、玩具の企画、製造、販売および輸出入	14．家具、什器備品、文房具、衣料用繊維製品、衣料品、日用雑貨品、衣料品雑貨、寝具、装飾品、宝飾品、雑貨什器、鞄、袋物、皮革製品、履物、インテリア用品、厨房器具、医薬品、医薬部外品、民芸品、工芸品、ペット用品、玩具の企画、製造、販売および輸出入
15．酒類、茶類、清涼飲料水、食料品、生鮮食品、冷凍食品、加工食品の企画、製造、販売および輸出入	15．酒類、茶類、清涼飲料水、食料品、生鮮食品、冷凍食品、加工食品の企画、製造、販売および輸出入
16．化粧品、健康食品、健康器具、痩身美容機器等の企画、製造、販売および輸出入	16．化粧品、健康食品、健康器具、痩身美容機器等の企画、製造、販売および輸出入
17．薬事法施行規則に定められた高度管理医療機器等の企画、製造、販売および輸出入	17．医薬品医療機器等法に定められた高度管理医療機器等の企画、製造、販売および輸出入
18．有価証券の取得、投資、保有および運用業務	18．有価証券の取得、投資、保有および運用業務

現行定款	変更案
19. 代金前払い方式の金券の発行、販売および商品交換業務ならびにポイントカードサービスの企画、運営業務	19. 代金前払い方式の金券の発行、販売および商品交換業務ならびにポイントカードサービスの企画、運営業務
20. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理	20. 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋、管理
21. カルチャー教室、レッスン教室の開設指導および経営ならびに各種学校の経営	21. カルチャー教室、レッスン教室の開設指導および経営ならびに各種学校の経営
22. 消費者購買動向等マーケティング調査ならびにこれらに関する情報の分析、提供	22. 消費者購買動向等マーケティング調査ならびにこれらに関する情報の分析、提供
23. 労働者派遣事業法に基づく一般および特定労働者派遣事業ならびに職業安定法に基づく有料職業紹介事業	23. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業および職業安定法に基づく有料職業紹介事業
24. セールスプロモーションの企画、制作	24. セールスプロモーションの企画、制作
25. 旅行業法に基づく旅行業	25. 旅行業法に基づく旅行業
26. 古物売買業	26. 古物売買業
27. 市場調査、宣伝、広告業およびコンサルティング業務	27. 市場調査、宣伝、広告業およびコンサルティング業務
28. 上記各号に付帯または関連する一切の業務	28. 上記各号に付帯または関連する一切の業務
第3条～第50条（条文省略）	第3条～第50条（現行どおり）

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため１名増員し、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
1	上原　彩美（うえはら　あやみ） （昭和59年12月26日）	平成16年12月 平成25年４月 平成25年４月 平成25年７月 平成26年４月 平成26年５月 平成28年６月	リアルタイムメディア㈱　設立 代表取締役社長就任（現取締役） リアルタイムアニバーサリー㈱ 代表取締役社長就任（現取締役） リアルタイムカーネル㈱ 代表取締役社長就任（現取締役） リアルタイムコンバート㈱　設立 代表取締役社長就任（現取締役） リアルタイムエクスプローラー㈱　設立 代表取締役社長就任（現取締役） ファンレボ㈱　取締役就任（現任） 当社　代表取締役社長（現任）	70,000株
2	紀伊　克彦（きい　かつひこ） （昭和42年６月30日）	平成２年４月 平成２年10月 平成19年４月 平成20年10月 平成26年４月 平成26年６月 平成27年６月	伊藤ハム㈱　入社 ㈱富士ピー・エス　入社 ㈱コーセーアールイー　入社 ㈱アイフリーク（現㈱アイフリーク モバイル）入社 当社管理部長　（現任） (旧)㈱アイフリーク モバイル　取締役 当社　取締役（現任）	2,047株
3	中島　洋介（なかじま　ようすけ） （昭和50年３月20日）	平成14年４月 平成18年２月 平成19年７月 平成26年４月 平成26年10月 平成27年７月 平成28年６月	㈱ミュージックエアポート　入社 ㈱工業市場研究所　入社 ㈱アイフリーク（現㈱アイフリーク モバイル）入社 ㈱アイフリークホールディングス（現㈱アイフリーク モバイル）　経営企画室長 (旧)㈱アイフリーク モバイル　取締役兼 コミュニケーションコンテンツグループ長 当社　コミュニケーションコンテンツ事業部長（現任） 当社　取締役（現任）	807株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
4	吉田（よしだ）　邦臣（くにおみ） （昭和51年11月12日）	平成12年４月 平成17年３月 平成18年３月 平成22年８月 平成25年２月 平成25年７月 平成26年２月 平成27年５月 平成28年９月 平成29年４月 平成29年５月	防衛庁航空自衛隊　入隊 有限会社太田貿易　入社 ㈱ヴァスダックジャパン（現：㈱ヴァスダックインターバンクシステム）　入社 ㈱ヴァスダックセキュリティ　（現：㈱ヴァスダックペイメントシステム）　代表取締役　就任　（現取締役） ㈱セキュアイノベーション　代表取締役　就任　（現取締役） ㈱セキュアサスティーン　代表取締役　就任　（現取締役） ㈱セキュアカーネル　代表取締役　就任　（現取締役） ㈱Ｖ　ＳＥＣＵＲＥ　代表取締役　就任　（現取締役） ㈱ウェアラブル　取締役　就任　（現任） 当社　入社 ㈱セキュアインフラストラクチャー　取締役　就任（現任）	15,000株
5	鴇崎（ときざき）　俊也（としや） （昭和34年３月20日）	平成11年12月 平成15年６月 平成16年２月 平成17年４月 平成17年５月 平成17年８月 平成17年12月 平成17年12月 平成18年６月 平成18年12月 平成19年６月 平成20年１月 平成21年６月 平成24年１月 平成26年６月 平成28年３月	Ａ＆Ｆアウトソーシング㈱（現 テクタイトフード＆サービス㈱）　代表取締役 レキシンジャパン㈱　監査役 ハンザテック㈱　取締役 リトルネロ㈱　取締役 ㈱フィールドサーブジャパン　取締役 ＳＲＢＴｅｃｈ㈱　取締役 ＪＰ㈱　監査役 ㈱ＮＴマイクロシステムズ　監査役 ㈱ビースタイル　監査役 富士管財㈱　取締役 ㈱バルクホールディングス　監査役 テクタイト㈱　取締役（現任） 当社　社外監査役 テクタイトフード＆サービス㈱ 取締役（現任） 当社　社外取締役（現任） ㈱メディアフラッグ 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） テクタイトフード＆サービス㈱　取締役 テクタイト㈱　取締役 ㈱メディアフラッグ　社外取締役	6,497株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
6	佐々木（ささき） 吉博（よしひろ） （昭和44年４月15日）	平成10年５月 平成11年９月 平成15年７月 平成25年５月 平成26年４月 平成26年５月 平成27年３月 平成28年６月	㈱ワッツコーポレーション　企画室 ㈱瀬里奈　フォーラム事業部 ㈱フィルアップ　設立 代表取締役（現任） メディアリレーション㈱　設立 代表取締役（現任） ㈱クォンタムリレーション 取締役　（現任） 長崎県南島原市まち・ひと・しごと 創生検討会議　委員 LEWIS MILLER DESIGN TOKYO エグゼクティブフォトグラファー （現任） 当社　社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱フィルアップ　代表取締役 メディアリレーション㈱　代表取締役 ㈱クォンタムリレーション　取締役	342株

（注）１．吉田　邦臣氏は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者　鴇崎　俊也氏、佐々木　吉博氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者とした理由
鴇崎　俊也氏は、取締役及び監査役として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での目線で、当社の経営全般に関して独立した立場から的確な助言、厳しいご指摘をいただけるものと考え、社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断したためであります。
また、佐々木　吉博氏も同様に、取締役として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での目線で、当社の経営全般に関して独立した立場から的確な助言、厳しいご指摘をいただけるものと考え、社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断したためであります。
(2) 就任からの年数
鴇崎　俊也氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役又は社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
佐々木　吉博氏は、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
(3) 社外取締役の責任限定契約
当社は鴇崎　俊也氏、佐々木　吉博氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定です。
５．当社は鴇崎　俊也氏、佐々木　吉博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂二丁目10番７号　新大宗ビル１号館
フォーラム８（エイト）　７階　771会議室
TEL 03-3780-0008（代表）

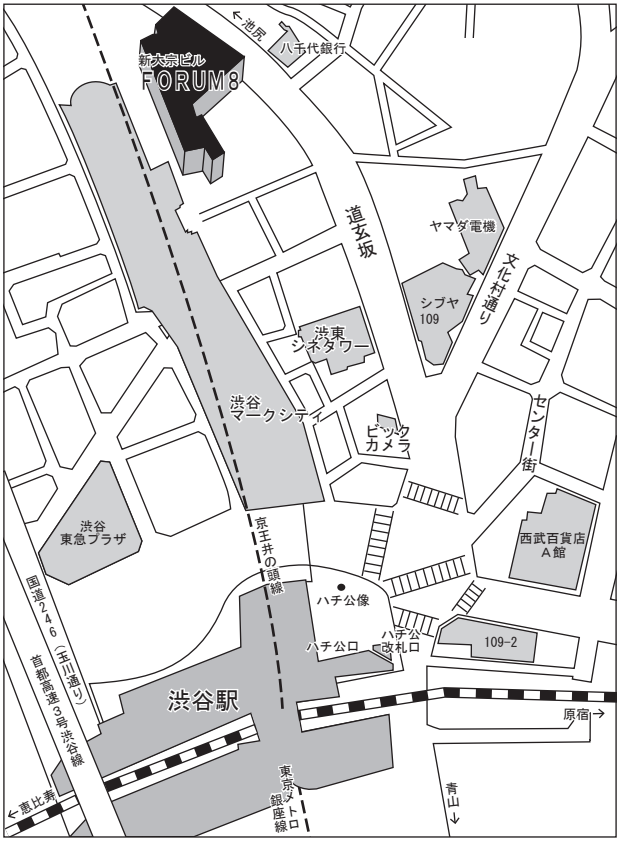

＜交通手段＞
東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線／ＪＲ山手線／ＪＲ埼京線
「渋谷駅」より徒歩５分